

# 第5回八街市農業委員会総会

平成26年5月20日

八街市農業委員会

## 平成26年第5回農業委員会総会

平成26年5月20日午後2時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 森 邦央  | 8. 鈴木勝雄   | 15. 井口政直  |
| 2. 長谷川英雄 | 9. 岩品要助   | 16. 中川利夫  |
| 3. 武藤 功  | 10. 栗原十三男 | 17. 井野 基  |
| 4. 宮部 操  | 11. 関口芳秀  | 18. 石井とよ子 |
| 5. 赤地達雄  | 12. 小山優一  | 19. 関端 旭  |
| 6. 内藤富夫  | 13. 飛田育男  | 20. 菅野喜男  |
| 7. 林 和弘  | 14. 瀬山哲信  | 21. 三須裕司  |
|          |           | 22. 川野 繁  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主査補	宮内清志
副主幹	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第5号 農地公売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）  
議案第6号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について  
議案第7号 農用地利用集積計画の承認について  
議案第8号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定について  
議案第9号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届出について

報告第 2 号 農用地利用集積計画の中途解約に係る通知について

## ○醍醐事務局長

開会を宣す。(午後2時15分)

## ○川野会長

平成26年度第5回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中ご出席いただきまして、本当にありがとうございます。この21期も、あと2回の総会で任期満了となるわけですので、皆様方、あと約2カ月、ひとつ頑張って、よろしく願いいたしたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第4条、第5条、本体で20件、農地公売買受適格者証明の買い受け、農地法第3条1件、軽微な農地改良事業適合証明の交付1件、農用地利用集積5件、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の確認について、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認について、農地法施行規則第32条第1項の規定による農地転用の届け出1件、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知1件、合わせまして、総件数で31件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。

ただいまの出席委員は22名です。したがって、この総会は成立いたしました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。醍醐局長、お願いいたします。

## ○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで報告させていただきます。

4月24日木曜日、転用事実確認現地調査を担当委員であります川野会長、森委員、瀬山委員のもと実施いたしました。

また、同月30日水曜日、午前10時から市役所第1会議室におきまして開催された八街市農業経営基盤強化促進協議会に川野会長が出席しております。

5月に入りまして、2日金曜日、午後1時半から、転用事実確認現地調査及び農地パトロールを、担当委員であります三須副会長、長谷川委員、井口委員により実施されました。

5月8日木曜日、午後4時半から、印旛都市農業委員会連合会総会が印旛合同庁舎で開催されまして、ここには川野会長、私、醍醐が出席しております。

5月14日水曜日、部会現地調査を川野会長、三須副会長、関端部長、林副部長、宮部委員、瀬山委員、井口委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

また、5月16日金曜日におきましては、部会面接調査をやはり同じメンバーで、川野会長、三須副会長、関端部長、林副部長、宮部委員、瀬山委員、井口委員、石井委員出席のもと実施いたしました。

以上で会務報告を終わります。

## ○川野会長

次に、議事録署名委員の選任でございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号6番の内藤委員、7番の林委員にお願いをいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番、3番、4番、5番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

## ○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、木原字釜ノ作。地目、畑。面積、856平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積1万355平方メートル。権利者事由、役員をしている義務者の農地の所有権を農業生産法人に移転し、農業経営の一本化を図るとともに、経営規模を拡大したい。義務者事由、個人で農業経営をしていないため、役員を務めている農業生産法人に農地の所有権を移転したい。

番号2、区分、使用貸借。所在、八街字内満木山。地目、畑。面積、1万478平方メートルのうち1,060.96平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万9,402平方メートルのうち3,032.23平方メートル。権利者事由、今まで家族で農業をしていたが、独立したいため、親から農地を借りて新規で農業経営を始めたい。義務者事由、独立して農業経営を始める息子に協力したい。なお、本件は議案第7号1番に関連しております。

番号3、区分、売買。所在、勢田字込。地目、畑。面積、204平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積412平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、相続で農地を取得したが、農業をしていないため売却したい。

番号4、区分、売買。所在、勢田字戸。地目、畑。面積、1,979平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積2,861平方メートル。権利者事由、長男が後継者として就農したので、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、体調不良のため、農業経営の規模を縮小したい。

番号5、区分、賃貸借。所在、山田台字宮ノ原。地目、畑。面積、1,983平方メートルのうち1,879.32平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,378平方メートルのうち6,274.32平方メートル。権利者事由、農業経営の規模を拡大したい。義務者事由、農業経営の規模を縮小したい。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、岩品委員、お願いいたします。

## ○岩品委員

議案第1号1番、農地法第3条申請に関わる調査報告について報告します。

今回の申請は、権利者である農業生産法人の役員をしている義務者が自分の所有農地の全て

の所有権を権利者に移転し、農業生産法人に経営を一本化するための申請であります。

申請地について、木原地先の位置は市役所より南に約2.5キロメートルに位置し、境界は確定しております。現況は畑として管理されております。進入路は市道により確保されております。

勢田地先の位置は市役所より南西に約4キロメートルに位置し、境界は確定しております。現況は畑として管理されております。進入路は市道により確保されております。

農業生産法人としての要件についてでございますが、申請者は株式会社で、農産物の生産と加工販売の事業を営んでおり、また、事業は農業であります。その他構成員要件、議決権要件及び役員の実務要件についても、農地法第2条第3項に規定する要件は全て満たしております。また、農業生産法人報告書も提出されております。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告をします。

権利者の所有している主な農機具について、トラクター8台、軽トラ8台、トレンチャー、掘り取り機などです。労働力は役員が4名で、年間農業従事日数は150日以上であり、その他多数の社員やパートを雇っております。技術力についても問題はなく、面積要件についても下限面積をクリアしております。現在所有する農地は全て利用しており、耕作放棄地となっている農地はありませんが、少し管理に問題の農地があったため、指導を行いました。申請地の周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保については、支障ありません。

その他参考となる事項として、営農計画ではコマツナ、ホウレンソウを作付する予定であり、通作距離も会社から約4.5キロメートルと約6キロメートルで、車で約10分から15分あります。

以上の内容から、権利者が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号には該当しておらず、また、農業生産法人の要件も満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

## ○川野会長

続いて、2番、瀬山委員、お願いいたします。

## ○瀬山委員

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、これまで家族で農業経営を行っておりましたが、今回、息子が独立して農業経営を行うということで、父親所有の農地を使用貸借により息子が農地を借りるための申請であります。

申請地について、位置は市役所より西へ約5キロメートルの位置にあり、境界は確定しており、現況は梨園になっております。進入路は確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具ですが、トラクター3台、耕運機1台、運搬車1台で、義務者である親から借りることになっております。労働力は権利者1名、雇用者はいません。年間農作業従事日数は権利者が300日です。技術力は、これまで親と一緒に農業をしておりましたので、問題はありません。また、面積要件については、今回提出している農地利用集積計画の番号1の面積と合わせると下限面積の50アールをクリアします。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項として、営農計画は両親と同じ梨園を営み、インターネットを利用して顧客に直接販売を計画しております。通作距離ですが、申請地は自宅の周辺であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますが、農地利用集積計画の承認とあわせて、本案件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、農地利用集積計画の番号1の承認を得た場合は許可相当と判断します。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

続いて、3番、4番を赤地委員、お願いいたします。

#### ○赤地委員

議案第1号3番、農地法第3条申請に係る調査報告をします。

申請地について、位置は市役所より南西約5キロメートルです。境界は境界杭で確認できます。現況は畑です。進入路は市道に面しています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は耕運機2台、トラクター1台、トラック2台、田植え機1台です。労働力は権利者と両親の3名です。年間農業実日数は権利者と両親とともに兼業で年間150日であり、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項として、平成25年11月に3条許可により規模拡大を図っており、今回も引き続き自宅周りの農地を取得し、農業経営の効率化を図ろうとするものです。営農計画はサツマイモを作付する予定であり、通作距離ですが、申請地は権利者の自宅の周りです。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条2項各号に該当しないことから、許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

議案第1号4番、農地法第3条申請に係る調査報告について報告します。

申請地について、位置は市役所より南西約5.5キロメートルです。境界は境界杭で確認できます。現況は畑です。進入路は市道に面しております。

次に、農地法第3条2項の許可基準に否かについて報告します。

権利者の所有している主な農機具は2トン車2台、軽トラック1台、ユンボ2台、トラクター2台です。それとチェーンソーが3台だそうです。労働力は権利者とその家族3名、雇用者はいません。年間農業従事日数は権利者が300日、世帯平均が320日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項として、権利者の息子が後継者として家に戻って就農するというところで、規模拡大をすることです。また、権利者は植木農家であり、営農計画は植木を植えるそうです。通勤距離は自宅から申請地まで約1.5キロメートル、車で約5分です。当該申請地は仮登記が設定されておりますが、3条申請について関係者から承諾書が添付されております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断しました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

それでは、5番、森副部長、お願いいたします。

#### ○森副部長

議案第1号5番、農地法第3条申請に関わる調査報告について報告いたします。

申請地については、位置は市役所より南に約12キロメートル、宮ノ原バス停より約200メートル入ったところでございます。境界はコンクリート杭で確認されます。現況はビニールハウス、農業用倉庫、作業場であります。進入路は市道に面しております。

次に、農地法第3条2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラック1台、トラクター1台、耕運機3台です。世帯員は7名で、うち労働力は権利者と奥さん、また、認定農業者にもなっている子どもを含めて3名です。年間農業従事日数について、3名全員が年間300日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。申請人及び住所地の農業委員会に確認したところ、現在所有している農地は全て効率的に耕作しており、良好な農業経営を行っているとのことであり、また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項について、権利者と義務者との間では数年前から農地の貸し借りをしており、今回は正式な手続のもと農地の貸し借りをを行うということでもあります。また、申請地の一部に権利者が既に設置し、利用している農業用倉庫や作業場などがありますが、今回、あわせて転用の届け出がなされております。営農計画はコマツナを作る予定でございます。通作距離は自宅から約48キロメートル、車で約60分であり、実際に通作している事実がある

ため、問題はないと思われます。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め、全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条2項各号に該当していないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。

**○川野会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、議案第7号1番の農用地利用集積計画案が承認されることを条件として、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番、3番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

**○宮内主査補**

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

まず、番号1、所在、八街字新道地先。地目は畑。面積は2,011平方メートルです。転用目的は、太陽光発電施設用地です。転用の事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続いて、番号2、所在、勢田字向地先。地目、畑。面積、7,695平方メートルのうち883.50平方メートルです。転用の目的は、太陽光発電施設用地です。転用の事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号3、所在、山田台字山田台。地目、畑。面積は991平方メートルです。転用の目的は、同じく太陽光発電施設用地です。転用の事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

#### ○川野会長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、鈴木部長、お願いいたします。

#### ○鈴木部長

番号1の説明をいたします。

立地基準ですけれども、市役所から北へ約4キロメートル行きました県道に面しています。計画面積ですけれども、2,011平方メートルということで、何ら問題ないと思います。場所的には、自宅と販売所ですが、造園屋を営んでおり、申請地は花を売っていた場所に一部かかるようなところで、その自宅と販売所間の畑側に約2,000平方メートルあるということで、問題ありません。

一般基準ですけれども、太陽光のパネルですけど、255ワットの432枚ということで、計画的には問題ないと思います。資金ですけれども、自己資金で賄う予定です。隣接地は自宅で自分の土地ですけれども、区分けをするため、申請地の周りすべてをフェンスで囲うことです。以上のことから、本案件は何ら問題ないと思います。

以上です。

#### ○川野会長

次に、2番、赤地委員、お願いいたします。

#### ○赤地委員

議案第2号2番を報告します。調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から北西へ約1キロメートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、7,695平方メートルのうち、太陽光パネルを設置するための申請面積は883.5平方メートルであり、面積妥当と思われる。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人と権利移転に対する支障となるものはありません。また、土地改良受益地ではありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透です。周辺にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等の流出を防止するとのことです。権利者は太陽光発電による収益増を図っていくことから、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思えます。

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、3番、森副部長、お願いいたします。

#### ○森副部長

議案第2号3番、農地法第4条の規定に係る許可申請について調査報告をします。

当該地は市役所より南に約1.3キロメートル、県道289号線を左に通学路を入り、山田台グラウンドゴルフ場の隣接地であります。市道に面しており、進入路は確保されております。農地区分ですが、農業公共施設の対象となっていない生産性の低い農地であり、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請地は太陽光発電施設のこと、申請面積991平方メートルでパネル216枚で、面積妥当と思われる。資金については借入金で行うとのこと。申請地は、権利移転に対する支障はありません。

次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、整地のみ、造成はしない。雨水については敷地内で浸透させる。周辺農地に排水、雨水、日照、通風等の影響はありません。また、境界については現在、フェンスが設置してあるため、問題はありません。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思えます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

地元委員の担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○川野会長 質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請1番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

**○宮内主査補**

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1ということで、所在、八街字多賀見野地先。地目、畑。面積、2,770平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2,884平方メートル。権利者自由、当初の計画の目的は工場用地でした。計画変更の事由としまして、目的変更のみで、継承はありません。当初、工場の建設を予定していましたが、周囲の宅地化が進んでいるということと、また、経済情勢の変化によりまして、工場の建設をやめ、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を新たに行い、経営規模の拡大を図るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。担当委員の内藤委員、お願いいたします。

**○内藤委員**

それでは、議案第3号1番、5条の計画変更について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は榎戸駅から南へ約1.5キロメートルに位置し、周辺は住宅地で、市道に接していることにより進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの5のbに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということで、太陽光パネルを設置するための申請面積は2,884平方メートル、隣接する雑種地と合わせた事業面積は3,93

7平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人と権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣接地への雨水等の流出を防止するとのことです。権利者である会社は、周囲の宅地化が進むにつれ、工場の建設をやめ、土地の有効活用から太陽光発電事業による収益増を図ることから、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま  
す。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第3号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま  
す。  
(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。  
次に、議案第3号、農地法第5条、許可後の計画変更承認申請及び議案第4号、農地法第5  
条の規定による転用許可申請についてを議題と致します。  
この案件は、部会案件でありますので、農政部長と農政第1班が担当していただきました。  
班長の農政副部長より調査報告をお願いします。

#### ○林副部長

調査報告を申し上げます。  
まず、所在は滝台字丹尾台、地目は畑、面積は2,150㎡の外、公衆用道路69㎡、2筆  
計2,219㎡です。  
当初目的は、店舗用地でしたが経済情勢の悪化により、店舗建築計画を取りやめたい。なお、  
許可済地の一部は、県道用地として売却しています。  
変更後の権利者の目的は車輛置場用地であり、これまで権利者は輸出業の会社に勤めており、  
この度、独立して事業を始めることにしましたが、日本で購入した中古車を海外に輸出するま  
での間、保管場所がないため、申請地を利用したいとのことです。

調査日は、16日、市役所第1会議室におきまして、権利者代理人の行政書士、義務者会社  
代表取締役代理人の担当者に対しまして、農政部会第1班と農政部長の外、会長、副会長、地  
元委員、事務局によりまして、地元住人5名が傍聴するなか、面接をいたしました。

まず、権利者の主な事業内容は、オークションや中古引取で取得した車輛を、本国ナイジェ  
リアへ輸出するということです。そのほか、市と提携し、回収した放置自転車やオートバイ等

も扱うとのことでした。

義務者が申請農地を手放す理由は、市場の悪化による農業機械販売縮小により、千葉営業所の進出をあきらめたということです。

事業主の概要は、法人ではなく個人事業とのことでした。

年商は約350万円から360万円を見込んでおり、計画はあくまで車輛置場ということでした。

申請地の選定理由は、八街市には知人が多く、また、タイミング良く売地情報があり、条件も一致したためということです。必要性は、現在、同種の会社に勤務されており、今後、独立する方針からです。

造成計画は、周囲をブロック3段積、安全鋼板3mを設置し盗難防止。敷地内は砕石敷きとし、排水は敷地内に集め自然浸透とします。県の指導に基づく整備とするということです。資金は自己資金で賄う計画となっています。

隣接農地における同意状況ですが、義務者、仲介業者で隣接所有者へ説明されたとのこと、事業主においては住人への挨拶をされたそうです。

その他被害防除策ですが、解体を伴わない事業とのこと、特別な施設はなく、また、解体がある場合には、新たに許認可が必要で、そのためには、法に従い必要に応じることです。また、資材置場以外には使用しない旨の確約書の添付がありました。

一方、この事業場に対しまして、地元住民三百数十名の反対署名がありまして、仲介人の話では、事業主はもはや、この場所において、事業を実施する意志がなさそうに思われるようです。

以上のことから、あまりにも地元の猛烈な反対があるもので、部会では不許可相当と判断致しました。以上で説明を終わります。

#### ○川野会長

只今、班長の説明が終わりましたが、一般質疑はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

この場所は通学路でもあるし、3mにも及ぶ囲いができることは防犯上と、事業内容によっては、環境上、特に地下水汚染が懸念され、反対運動がおきています。

このことを踏まえて決議いたします。

班長報告のとおり、不承認・不許可相当に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

#### ○川野会長

賛成全員でありますので、この案件につきましては、不承認・不許可相当で決めます。

それでは、会議中ではございますが、ここで休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時25分

## ○川野会長

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

## ○宮内主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

まず、番号1、区分、売買。所在は八街字屋敷添地先。地目は畑。面積は1,082平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積2,946平方メートルです。転用の目的は、建て売り分譲住宅用地ということです。転用の事由は、住宅10棟の建築、販売をするものです。農地の区分としましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は1,000平方メートル以上の土地に対する建築行為となりますので、これは開発行為に該当し、都市計画法との調整が必要となりますので、その旨、意見に付すことが妥当と思われれます。

続きまして、番号2番と4番、5番、そして番号3番と4番、5番が関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号2、区分、売買。所在、八街字桃園地先。地目は畑。面積320平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積330平方メートル。転用目的は、専用住宅用地です。

番号3は、所在、地目同じく。面積8.37平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積330.54平方メートル。転用の目的は、貸し家用地となります。

番号4、区分は使用貸借ということで、所在、地目は同じく。面積6.11平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積76.11平方メートルです。

番号5、同じく使用貸借で、所在、地目も同じく。面積95平方メートルのうち35.23平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積111.84平方メートルということで、転用の目的は、番号4、5が進入路用地となります。

転用の事由としましては、まず、専用住宅用地は、現在、両親と同居中の権利者が子どもの成長に伴い、手狭となったため、家族所有の申請地を購入して住居を建築し、独立するもので、続いて、借家用地は隣地に居住する権利者が同じく家族所有の申請地を購入し、貸し家を建築し、家賃収入により安定した収入を得るというものです。そこで、4番と5番がこのための進入路として申請するものです。農地の区分としましては、第2種中高層住居地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

次に、番号6、区分は売買。所在は八街字松島地先。地目は畑。面積は515平方メートルです。転用の目的は事務所兼専用住宅用地ということです。転用の事由としましては、現在、震災により仮設住宅に居住していますが、防災関係の事業をしていて、そこを退去しなければならないため、親戚のいるこの地で事務所を併用した住居を建築し、移住してくるというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

続きまして、番号7番と8番は事業主体は独立しておりますけども、事業計画と申請地が同

一であるため、関連として一括してご説明いたします。

番号7、所在、勢田字向地先。地目、畑。面積、7,695平方メートルのうち446.10平方メートル。

番号8、所在、地目同じく。面積、7,695平方メートルのうち6,365.40平方メートルです。

区分は両方とも賃貸借になります。転用目的は太陽光発電施設用地ということです。転用の事由としましては、当該申請地は議案第2号2番の申請地と申請地の残地をそれぞれ借用して太陽光発電施設を設置し、安全なエネルギーを利用した太陽光発電事業により収益増を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号9、区分は売買です。所在、沖字南沖。地目、畑。面積487平方メートル。転用の目的は太陽光発電施設用地です。転用の事由としましては、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10は、議案第3号2番の計画変更に関連しております。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番、長谷川委員、お願いいたします。

#### ○長谷川委員

議案第4号1番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約800メートルに位置し、周辺は住宅地で、市指定道路に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの5のaのbに該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建て売り分譲住宅10棟用地ということですが、申請面積は2,946平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われれます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地でもありません。

事業計画ですが、用水は上下水道、汚水、雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。周囲にはブロックを施し、隣接農地への雨水等の流出を防止することです。権利者は市内を中心に建て売り住宅事業を展開しており、事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われれます。

以上です。

#### ○川野会長

次に、2番、3番、4番、5番が関連しておりますので、あわせて調査報告をお願いいたします。長谷川委員、お願いいたします。

#### ○長谷川委員

議案第4号2番、3番、4番、5番は関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から北へ約800メートルに位置し、当申請により進入路は確保されることとなります。農地性としては、用途地域内にある農地ですので、事務指針28ページの4のbのウに該当する第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は一般、専用住宅が各1棟、及び道路用地ということであり、申請面積は1棟が330.54平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金及び借入金にて賄う計画となっております。

事業計画ですが、用水は井戸、汚水、雑排水は合併浄化槽、雨水は宅内浸透の計画です。周囲にはブロックを施し、隣接農地への雨水等の流出を防ぐとのこと。権利者は一方が隣地にて居住するため、もう一方が貸し家による収入増を図るため、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、6番、武藤委員、お願いいたします。

#### ○武藤委員

議案第4号6番について調査報告をいたします。

申請地はJR八街駅より南西へ約1.3キロメートル、市道に接しております。農地区分は事務指針31ページ、②の㊸のエに該当するため、第1種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、面積515平方メートル、事務所兼専用住宅117.59平方メートル、駐車場、自家用車2台分、来客用2台分、計4台分の面積であり、面積妥当だと思います。自己資金にて賄う予定です。この地を選んだ理由として、東日本大震災の被害により福島県の仮設住宅での生活となっておりますが、今年11月の入居期限をもって退去しなければなりませんので、本申請地は八街市の中心部に位置し、土地は平たんであり、地盤もよく、災害にも強く、防災関係の事業にも最適と思い、選びました。用水は公営水道、雨水は敷地内浸透、雑排水、汚水は浄化槽を経て側溝へ放流。工事期間中は安全第一に整地のみを行い、ブロック、フェンス等で囲み、土砂の流出を防止すること。隣接農地所有者には説明し、承諾を得ております。

以上により、何ら問題はないと思います。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、7番、8番について、赤地委員、お願いいたします。

#### ○赤地委員

議案第7号7番、8番はそれぞれ独立した事業であります。申請地が同じく、事業内容も同一であるため、一括して調査報告を申し上げます。

当案件は議案第2号1番と同じ申請地であるため、立地基準、農地性は同じ内容になります。一般基準についてですが、本申請も太陽光発電施設用地ということで、それぞれ7,695平方メートルのうち太陽パネルを設置する面積は446.1平方メートルと6,364.4平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、両方とも自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利移転に対して支障となるものはありません。また、土地改良受益地ではありません。

事業計画ですが、いずれも用水は使用せず、雨水は敷地内自然浸透です。周囲にはコンクリートブロック積みとフェンスを設置し、隣地への雨水等の流出を防止することです。両権利者は議案第2号1番の事業地の残地を借地により、それぞれ太陽光発電による収益増を図っていくことから、必要性が認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、9番について、林副部長、お願いいたします。

#### ○林副部長

それでは、議案第4号9番について調査報告を申し上げます。

まず、立地基準でございますが、市役所より南へ約10キロメートル地点に位置し、進入路は市道により確保されております。農地区分ではありますが、事務指針29ページ、⑤のbに該当するため、第2種農地と判断いたしました。代替性はないものと思われます。

計画面積の妥当性であります。太陽光発電施設として適当であると思われます。

本申請につきましては、前回申請し、許可を受け、既に工事中の土地の角地にある土地で、片側は宅地となっているため、工事中の土地と一体となって使用しなければ利用価値のない土地になっているため、申請したものでありますので、特に問題はないと思います。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

次に、10番は先ほど班長報告で説明済みですので、担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号1番について、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。  
次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。  
次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。  
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。  
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。  
次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。  
次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。  
次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。  
次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。  
次に、10番については、班長の報告どおり不許可相当でよろしいかどうか、挙手をお願いいたします。  
(挙手全員)

## ○川野会長

不許可相当で全員が賛成ですので、10番については不許可相当で決定いたします。  
ここで、もう一度休憩をいたしたいと思います。

休憩 午後3時45分

再開 午後4時15分

## ○川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第5号、農地公売買い受け適格者証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

## ○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農地公売買い受け適格者証明の交付について、農地法第3条についてご説明いたします。

番号1、所在、沖字中沖。地目、畑。面積、991平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,129平方メートル。申請事由、経営規模の拡大のため、経営農地に隣接している当該農地を取得したい。

以上です。

## ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の林副部長、お願いいたします。

## ○林副部長

それでは、議案第5号の第1番について調査報告を申し上げます。

まず、申請地につきましては、市役所より南へ約9キロメートル地点に位置しております。境界は石杭を確認しております。現況は既存の建物が建っているほか、廃材等が置かれております。進入路につきましては、市道に面し、確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告いたします。

申請者の所有している主な農機具は耕運機1台、トラクター1台、軽トラック1台です。世帯員は2名で、うち労働力は申請者1名、常時雇用者が1名です。年間農作業従事日数は申請者が300日、常時雇用者が150日です。また、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はないということです。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

その他参考となる事項といたしまして、申請地の隣接地を平成25年6月に3条許可で農地を使用貸借しており、今回はその隣接地を取得し、規模拡大したいということで、現在、その借入地は権利者により耕作はされております。また、申請地には既存の建物がありますが、所有権取得後、速やかに撤去し、全て農地に復元し、耕作を行うという誓約書が添付されております。また、申請者は市外在住であります。申請地の隣接地に権利者が経営している会社があります。

営農計画につきましては、ジャガイモとニンジンを作付し、市場へ出荷する計画となっております。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断し、買い受け適格者証明を交付しても何ら問題はないと判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

#### ○川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

この適格者証明交付については賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、適格者証明を出すことに決定いたします。

今後の事務処理については、変更がなければ会長専決でよろしいかを決議いたします。会長専決でよろしいかどうか、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、特別な事務の変更がなければ会長専決で行いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

#### ○宮内主査補

それでは、議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてご説明いたします。

番号1ということで、所在は上砂字外野地先。地目、畑。面積892平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1,133平方メートル。事業内容は、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行うものです。事業期間としましては、平成26年5月21日から7月31日までです。

以上です。

#### ○川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の菅野委員、お願いいたします。

#### ○菅野委員

それでは、議案第6号、番号1の現地調査報告をいたします。

申請地は勾配がきつく、隣接する宅地より低いため、耕作に不具合が生じているとのことで、

農地改良をしてから作付を行うものです。作付は麦を予定しています。現在の表土の性質及び搬入土の性質は、現在の表土は赤土と黒土です。搬入土も赤土と黒土で、搬入元は家族が所有する山を掘削した土を利用します。盛り土高は隣接する市道及び隣接する宅地の高さまでの計画であり、現在の高さから平均して80センチメートル、最大1メートルを必要とこのことです。隣接農地は耕作はしていませんが、影響及び被害防除として、山林へ傾斜をつけ、雨水を自然流下させ、また、法面は広くとり、勾配を緩くすることで土砂崩れを防止し、周囲は土堰堤を施すこと。そして、法面下には水道を設け、雨水流出を防止する計画です。このことから、周囲への被害はないと思われま

以上で報告を終わります。

#### ○川野会長

調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○川野会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

#### ○川野会長

挙手全員でありますので、1番については交付することに決定いたします。

次に、議案第7号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

#### ○菅沼副主幹

それでは、議案第7号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成26年5月15日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、八街字谷上。地目、畑。面積、9,808平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万2,297平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号2、所在、八街字北四番。地目、畑。面積、2,866平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号3、八街字南佐倉道。地目、畑。面積、1,158平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積5,212平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号4、所在、八街字西木土。地目、畑。面積、1万2,172平方メートルのうち9,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、新規です。

番号5、所在、八街字呉舞台。地目、畑。面積、2,846平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積6,317平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から5までの案件については、農業経営基盤強化

促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

**○川野会長**

事務局の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第7号1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、5番については承認することに決定いたします。

次に、議案第8号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

**○菅沼副主幹**

それでは、議案第8号、平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の認定についてご説明いたします。

お配りしました議案第8号の別紙様式1の方をごらんください。この活動の点検・評価につきましては、本年3月19日に開催されました第3回定例総会におきましてご承認を受けた平

成25年の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを、本年3月21日から4月19日までの30日間を地域農業者等の意見及び要望の期間募集として設定し、本市ホームページに掲載し、意見の募集等を行いました。しかし、意見募集がございませんでしたので、資料3枚目の表の(5)の地域の農業者等からの意見等の欄には意見なしと記載いたしました。また、評価項目につきましては、第3回総会で承認していただいた原案を変更することなく、意見といたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○川野会長**

事務局の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。特にございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、議案第8号については承認することに決定いたします。

次に、議案第9号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

**○菅沼副主幹**

それでは、議案第9号、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認についてご説明いたします。

お手元の今度は別紙様式2の方をごらんください。本件の活動計画につきましても、ただいまご説明いたしました議案第8号同様に、活動の点検・評価のご承認と同様に、第3回総会で案についてご承認をいただきました。同じく3月21日から4月19日までの30日間、意見募集を行いました。意見の応募がございませんでした。したがって、本案件につきましても、第3回総会でご承認をいただきました活動計画の原案を意見といたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

**○川野会長**

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○川野会長**

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**○川野会長**

挙手全員でありますので、議案第9号については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出についてを議題といたします。

事務局、説明願います。宮内主査補、お願いいたします。

#### ○宮内主査補

それでは、報告第1号、農地法施行規則第32条第1号の規定による農地転用の届け出についてご説明いたします。

番号1、所在は山田台字宮ノ原地先。地目、畑。面積は1,983平方メートルのうち103.68平方メートルです。事業内容としまして、農業用倉庫及び作業場用地として利用するものです。

以上です。

#### ○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてを議題といたします。

事務局、説明願います。菅沼副主幹、お願いいたします。

#### ○菅沼副主幹

それでは、報告第2号、農用地利用集積計画の中途解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1、所在、文違字文違野。地目、畑。面積、8,436平方メートルのうち5,000平方メートル。合意の成立日、土地引き渡し時期ともに平成26年4月13日です。

以上です。

#### ○川野会長

これは報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでございました。

#### ○醍醐事務局長

閉会を宣す。（午後4時36分）

議事録署名人

議 長

6 番

7 番